

いわゆる共謀罪に関する法案に反対する国際シンポジウム

日時：2017年6月9日（金）

18時～20時（開場：17時30分）

会場：弁護士会館2階クレオABC

主催：日本弁護士連合会

進行次第

司会 米倉 洋子 日弁連共謀罪法案対策本部幹事

1 開会挨拶

吉岡 康祐 日弁連副会長

2 スカイプによる中継

ジョセフ・カナタチ（Joseph Cannataci）氏（国連人権理事会特別報告者）

コーディネーター：海渡 雄一 日弁連共謀罪法案対策本部副本部長

3 本日のまとめ

新倉 修 日弁連共謀罪法案対策本部委員・青山学院大学名誉教授

4 閉会挨拶

山下 幸夫 日弁連共謀罪法案対策本部事務局長

Prof. Joe Cannataci について



(写真: <http://www.ohchr.org/EN/Issues/Privacy/SR/Pages/SRPrivacyIndex.aspx> から引用)

2015年7月に国連の特別報告者 (Special Rapporteur on privacy (SRP)) に指名される。これは、国連人権理事会の28/16決議 (「デジタル時代におけるプライバシー権」) に基づくものである。

マルタ大学 (マルタ共和国) のメディアと知識科学部の情報政策統治部門のトップである。また、フローニンゲン大学 (オランダ) の学部内におけるヨーロッパ情報政策技術法の議長を務めている。

彼は、上記決議に従い、プライバシー権に関し、2016年8月30日付けで国連総会宛の報告書 (「総会報告書」) を提出している。

以下は、その内容をまとめたもの

国連総会報告書の冒頭では、適切な調査のための人的資源が必要である (現在不十分) と訴えている (そのため、以下に出てくる WP ではボランティアの活用が計画されており、また、その他の費用援助や人的助力が歓迎されている。)

次に、多くの国連加盟国における新しい監視活動、監視を可能にする法律及びプライバシー法の発展を受けて、国別のモニタリング活動が日々行われており、このモニタリング活動により、特別報告者がどの国を訪問するか選択していることが報告されている。

これに加えて、特別報告者は、以下の5つのテーマで調査活動を行うことが示されている。それぞれのテーマでは、高度に専門的ボランティアによるワーキングパーティ (WP) が構

成され、それ2017年から2018年の期間に国連人権理事会が国連総会宛に特別報告者がまとめるレポートの主題となる。



その後、2016年3月~7月のプライバシー分野の重要問題を取り上げている (この期間に限定しているのは、それ以前の期間については、同年3月8日付けの国連人権理事会宛の報告書 (以下「理事会報告書」) に記載しているからと思われる。)

話題の1つ目として、FBI とアップルのスマートフォン暗号解読問題が取り上げられ、ここでは、暗号化されたものを解読するためのツールを義務付けたり許したりすることについて批判的な立場が示されている。また、スマートフォンのような新しい技術に対応したプライバシーの理解の更新が必要であることが説かれている (これが、5つのテーマの1つ) (2014年のアメリカ連邦最高裁判決 (Riley v. California) での判示を詳しく引用している。)。さらに、この問題はプライバシー問題にとどまらず、刑事手続における黙秘権保障を損なう可能性があることが指摘されている。

話題の2つ目として、政府が、市民に対する恒常的な大量監視を認める法律を導入しようとする傾向があることに懸念を表明している。特にイギリスとドイツの法律を取り上げて厳しく指摘している。

以上

プライバシーに関する権利の国連特別報告者 ジョセフ・ケナタッチ氏
共謀罪法案について安倍内閣総理大臣宛の書簡全体の翻訳（5月22日改訂版）

翻訳担当 弁護士 海渡雄一・木下徹郎・小川隆太郎
（質問部分の翻訳で藤本美枝弁護士の要約翻訳を参照した）

国連人権高等弁務官事務所
パレスデナシオンズ・1211 ジェネバ 10、スイス
TEL : + 41229179359 / +41229179543 ・ FAX : +4122 917 9008 ・ E-Mail :
srprivacy@ohchr.org

プライバシーに関する権利に関する特別報告者の任務に基づく照会

参照番号 JPN 3/2017

2017年5月18日

内閣総理大臣 閣下

私は、人権理事会の決議 28/16 に基づき、プライバシーに関する権利の特別報告者としての私の権限の範囲において申し述べます。

これに関連して、組織犯罪処罰法の一部を改正するために提案された法案、いわゆる「共謀罪」法案に関し入手した情報について、閣下の政府にお伝え申し上げたいと思います。もし法案が法律として採択された場合、法律の広範な適用範囲によって、プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性があります。

入手した情報によりますと次の事実が認められます：

組織的犯罪処罰法の一部を改正する法案、いわゆる共謀罪法案が 2017 年 3 月 21 日に日本政府によって国会に提出されました。

改正案は、組織的犯罪処罰法第6条（組織的な殺人等の予備）の範囲を大幅に拡大することを提案したとされています。

手持ちの改正案の翻訳によると、新しい条文は次のようになります：

6条

(テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画)

次の各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団(団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行することにあるものをいう。次項において同じ)の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を二人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、当該各号に定める刑に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

さらにこの改正案によって、「別表4」で新たに277種類の犯罪の共謀罪が処罰の対象に加わることになりました。これほどに法律の重要な部分が別表に委ねられているために、市民や専門家にとって法の適用の実際の範囲を理解することが一層困難であることが懸念がされています。

加えて、別表4は、森林保護区域内の林業製品の盗難を処罰する森林法第198条や、許可を受けずに重要な文化財を輸出したり破壊したりすることを禁ずる文化財保護法第193条、195条、第196条、著作権侵害を禁ずる著作権法119条など、組織犯罪やテロリズムとは全く関連性のないように見える犯罪に対しても新法が適用されることを認めています。

新法案は、国内法を「国境を越えた組織犯罪に関する国連条約」に適合させ、テロとの戦いに取り組む国際社会を支援することを目的として提出されたとされます。しかし、この追加立法の適切性と必要性については疑問があります。

政府は、新法案に基づき捜査される対象は、「テロ集団を含む組織的犯罪集団」が現実的に関与すると予想される犯罪に限定されると主張しています。

しかし、「組織的犯罪集団」の定義は漠然としており、テロ組織に明らかに限定されているとはいえません。

新たな法案の適用範囲が広い点に疑問が呈されていることに対して、政府当局は、新たな法案では捜査を開始するための要件として、対象とされた活動の実行が「計画」されるだけでなく、「準備行為」が行われることを要求していると強調しています。

しかしながら、「計画」の具体的な定義について十分な説明がなく、「準備行為」は法案で禁止される行為の範囲を明確にするにはあまりにも曖昧な概念です。

これに追加すべき懸念としては、そのような「計画」と「準備行為」の存在と範囲を立証するためには、論理的には、起訴された者に対して、起訴に先立ち相当程度の監視が行われることになると想定されます。

このような監視の強化が予測されることから、プライバシーと監視に関する日本の法律に定められている保護及び救済の在り方が問題になります。

NGO、特に国家安全保障に関する機密性の高い分野で活動するNGOの業務に及ぼす法律の潜在的影響についても懸念されています。政府は、法律の適用がこの分野に影響を及ぼすことがないと繰り返しているようです。

しかし、「組織的犯罪集団」の定義の曖昧さが、例えば国益に反する活動を行っていると考えられるNGOに対する監視などを正当化する口実を作り出す可能性があるとも言われています。

最後に、法律原案の起草に関する透明性の欠如と、今月中に法案を採択されようとする政府の圧力によって、十分な国民的議論の促進が損なわれているということが報告で強調されています。

提案された法案は、広範な適用がされる可能性があることから、現状で、また他の法律と組み合わせてプライバシーに関する権利およびその他の基本的な国民の自由の行使に影響を及ぼすという深刻な懸念があります。

とりわけ私は、何が「計画」や「準備行為」を構成するのかという点について曖昧な定義になっていること、および法案別表は明らかにテロリズムや組織犯罪とは無関係な過度に広範な犯罪を含んでいるために法が恣意的に適用される危険を懸念します。

法的明確性の原則は、刑事的責任が法律の明確かつ正確な規定により限定されなければならないことを求め、もって何が法律で禁止される行為なのかにつ

いて合理的に認識できるようにし、不必要に禁止される行為の範囲が広がらないようにしています。現在の「共謀罪法案」は、抽象的かつ主観的な概念が極めて広く解釈され、法的な不透明性をもたらすことから、この原則に適合しているようには見えません。

プライバシーに関する権利は、この法律の幅広い適用の可能性によって特に影響を受けるように見えます。更なる懸念は、法案を押し通すために早められているとされる立法過程が、人権に悪影響を及ぼす可能性がある点です。立法が急がれることで、この重要な問題についての広範な国民的議論を不当に制限することになります。

マンドートは、特にプライバシー関連の保護と救済につき、以下の5点に着目します。

1 現時点の法案の分析によれば、新法に抵触する行為の存在を明らかにするためには監視を増強することになる中であって、適切なプライバシー保護策を新たに導入する具体的条文や規定が新法やこれに付随する措置にはないと考えられます。

2 公開されている情報の範囲では、監視に対する事前の令状主義を強化することも何ら予定されていないようです。

3 国家安全保障を目的として行われる監視活動の実施を事前に許可するための独立した第三者機関を法令に基づき設置することも想定されていないようです。このような重要なチェック機関を設立するかどうかは、監視活動を実施する個別の機関の裁量に委ねられることになると思われます。

4 更に、捜査当局や安全保障機関、諜報機関の活動の監督について懸念があります。すなわちこれらの機関の活動が適法であるか、または必要でも相当でもない手段によりプライバシーに関する権利を侵害する程度についての監督です。この懸念の中には、警察がGPS捜査や電子機器の使用の監視などの捜査のために監視の許可を求めてきた際の裁判所による監督と検証の質という問題が含まれます。

5 嫌疑のかかっている個人の情報を検索するための令状を警察が求める広範な機会を与えることになることから、新法の適用はプライバシーに関する権利に悪影響を及ぼすことが特に懸念されます。入手した情報によると、日本の裁

判所はこれまで極めて容易に令状を発付するようです。2015年に行われた通信傍受令状請求のほとんどが認められたようです（数字によれば、却下された令状請求はわずか3%以下に留まります。）

私は、提案されている法改正及びその潜在的な日本におけるプライバシーに関する権利への影響に関する情報の正確性について早まった判断をするつもりはありません。ただ、閣下の政府に対しては、日本が1978年に批准した自由権規約（ICCPR）17条1項によって保障されているプライバシーに関する権利に関して国家が負っている義務を指摘させてください。

自由権規約第17条第1項は、とりわけ個人のプライバシーと通信に関する恣意的または違法な干渉から保護される権利を認め、誰もがそのような干渉から保護される権利を有することを規定しています。

さらに、国連総会決議A/RES/71/199も指摘いたします。そこでは「公共の安全に関する懸念は、機密情報の収集と保護を正当化するかもしれないが、国家は、国際人権法に基づいて負う義務の完全な履行を確保しなければならない」とされています。

人権理事会から与えられた権限のもと、私は担当事件の全てについて事実を解明する職責を有しております。つきましては、以下の諸点につき回答いただけますと幸いです。

1. 上記の各主張の正確性に関して、追加情報および/または見解をお聞かせください。
2. 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の改正法案の審議状況について情報を提供して下さい。
3. 国際人権法の規範および基準と法案との整合性に関して情報を提供してください。
4. 法案の審議に関して公的な意見参加の機会について、市民社会の代表者が法案を検討し意見を述べる機会があるかどうかを含め、その詳細を提供してください。

要請があれば、国際法秩序と適合するように、日本の現在審議中の法案及びその他の既存の法律を改善するために、日本政府を支援するための専門知識と

助言を提供することを慎んでお請け致します。

最後に、法案に関して既に立法過程が相当進んでいることに照らして、これは即時の公衆の注意を必要とする事項だと考えます。したがって、閣下の政府に対し、この書簡が一般に公開され、プライバシーに関する権の特別報告者のマンデートのウェブサイトに掲載されること、また私の懸念を説明し、問題となっている点を明らかにするために閣下の政府と連絡を取ってきたことを明らかにするプレスリリースを準備していますことをお知らせいたします。

閣下の政府の回答も、上記ウェブサイトに掲載され、人権理事会の検討のために提出される報告書に掲載いたします。

閣下に最大の敬意を表します。

ジョセフ・ケナタッチ
プライバシーに関する権利の特別報告者

国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組

国連人権理事会の「プライバシーの権利」特別報告者による公開書簡に対する日本政府見解

平成29年5月18日

ツイート いいね! 43 メール

5月18日夜（日本時間）、ジョセフ・カンナタチ国連人権理事会の「プライバシーの権利」特別報告者（Mr. Joseph Cannataci, Special Rapporteur on the right to privacy）発安倍総理大臣宛の公開書簡の発出を受け、我が方ジュネーブ代表部から国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）に対して、以下の抗議を行いました。

- 1 貴特別報告者の懸念及び質問に関しては、日本政府として速やかに御説明する用意がある。しかしながら、そもそも我が国における今回の組織的犯罪処罰法の改正（テロ等準備罪の創設）は、既に187の国・地域が締結している国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を締結するための国内担保法を整備するものであることを指摘したい。
- 2 TOC条約第5条は、締約国に対し、「重大な犯罪を行うことの合意」又は「組織的な犯罪集団の活動への参加」の少なくとも一方を犯罪化することを義務付けている。しかし、我が国には、現行法上、「参加罪」は存在しない上、「重大な犯罪の合意罪」に相当する罪も、ごく一部しか存在しない。つまり、我が国の現行の国内法では、TOC条約の義務を履行できないのである。
- 3 このように、我が国がTOC条約を締結するためには、新たな立法措置が必要である。しかしながら、TOC条約の国内担保法については、国民の内心を処罰することに繋がるのではないかとといった様々な懸念が示され、10年以上の長きにわたり議論が行われてきた背景がある。
- 4 今回、我が国が整備しようとしている「テロ等準備罪」の法案は、そのような国民の意見を十分に踏まえて策定されたものである。すなわち、同条約が規定する「長期4年以上の自由を剥奪する刑」を「重大な犯罪」とした上で、同条約が認めている「組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件を付し、対象犯罪を「組織的犯罪集団」が関与することが現実的に想定される「重大な犯罪」に限定している。さらに、同条約が認めている「合意の内容を推進するための行為を伴う」という要件も付している。
- 5 前述のとおり、187の国と地域が同条約を締結しているが、我が国が承知する限り、「テロ等準備罪」のように、国内法において2つの要件を付している国はほとんどない。そして、ほとんどの国が、「重大な犯罪の合意罪（いわゆる共謀罪）」の対象犯罪を、「長期4年以上の自由を剥奪する刑」に限定せず、あらゆる犯罪としている。また、同条約の採択以前から、ほとんどの国には「重大な犯罪の合意罪」又は「参加罪」が存在し、本条約の締結に際し新たな法整備が必要でなかったことも指摘したい。
- 6 これらのことから、我が国の「テロ等準備罪」が、187の国と地域の国内法との比較において、極めて制限的な処罰法であることは明らかである。そして、仮に貴特別報告者の懸念が正しいものであるならば、それは、我が国の「テロ等準備罪」に向けられる前に、187の国と地域の国内法に向けられなければならないはずである。
- 7 本件について、我が国としては、貴特別報告者が国連の立場から（注）このような懸念を表明することは差し控えて頂きたかった。貴特別報告者が海外にて断片的に得た情報のみをもってこのような懸念を示すことは、日本の国内事情や「テロ等準備罪」の内容を全く踏まえておらず、明らかにバランスを欠いており、不適切であると言わざるを得ない。まずは、現在我が国で行われている議論の内容について、公開書簡ではなく、直接説明する機会を得られてしかるべきであり、貴特別報告者が我が国の説明も聞かずに一方的に本件公開書簡を発出したことに、我が国として強く抗議する。

（注）国連側に“in the name of the Special Rapporteur of the United Nations”との表現で伝達済み。

関連リンク

[国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（略称：国際組織犯罪防止条約）](#)
[岸田外務大臣とフェドートフ国連薬物・犯罪事務所（UNODC）事務局長との会談](#)

[このページのトップへ戻る](#)
[国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組へ戻る](#)

<p>外務省について</p> <ul style="list-style-type: none"> 大臣・副大臣・政務官 組織案内・所在地 在外公館 採用情報 審議会等 所置の法人 予算・決算・財務 	<p>会見・発表・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> 記者会見 報道発表 談話 演説 寄稿・インタビュー 広報・パンフレット・刊行物 広報イベント 	<p>外交政策</p> <ul style="list-style-type: none"> 外交書書・白書 主な外交日程 <分野別政策> 日本の安全保障と国際社会の平和と安定 ODAと地球規模の課題 経済外交 広報文化外交
---	---	--

2017/5/22

官房長官の声明に対する反論ジョゼフ・カナタチ

私の書簡は、特に日本政府が今回の法案を十分な期間の公的議論(public consultation)を経ず、提案された諸施策について許容される十分な考慮も無いままに、法案を早急に成立させることを愚かにも決定したという状況においては、完全に適切なものです。

私が日本政府から受け取った「強い抗議」は、ただ怒りの言葉が並べられているだけで、全く中身のあるものではありませんでした。その抗議は、私の書簡の実質的内容について、1つの点においても反論するものではありませんでした。この抗議は、プライバシー権に関する私が指摘した多くの懸念またはその他の法案の欠陥について、唯の1つも向き合ったものではありません。

私はその抗議を受けて、5月19日(金)の朝、次のような要望を提出しました。「日本政府には、法案の公式英語訳を提供することが望まれます。その上で日本政府には、当該法案のどこに、どの部分に、あるいは既存の他の法律のどの部分に、新しい法律が、私の書簡で示唆しているものと同等のプライバシー権の保護と救済が含まれているのか又は他の法律によりカバーされているのか示して頂きたいです。私は、私の書簡の内容について不正確であると証明されれば、当該部分については公開の場で喜んで撤回致します。」

日本政府は、これまでの間、実質的な反論や訂正を含むものを何一つ送付して来る事が出来ませんでした。いずれかの事実について訂正を余儀なくされるまで、私は、安倍晋三内閣総理大臣に向けて書いた書簡における、すべての単語、ピリオド、コンマに至るまで維持し続けます。日本政府がこのような手段で行動し、これだけ拙速に深刻な欠陥のある法案を押し通すことを正当化することは絶対に出来ません。

日本政府が、その抗議において、繰り返し多用する主張は、2020年の東京オリンピックに向けて国連越境組織犯罪防止条約を批准するためにこの法案が必要だというものでした。

しかし、このことは、プライバシーの権利に対する十分な保護もないこの法案を成立することを何ら正当化するものではありません。日本が国連条約に批准することを可能にし、同時に、日本がプライバシー権及び基本的人権の保護の分野でリーダーとなる機会を付与する法案(それら保護が欠如していることで日本を目立たせる法案ではなく)を起草することは確実に可能です。

私は日本及びその文化に対して深い愛着をもっています。更に、私は日本におけるプライバシー権の性質および歴史についてこれまで調査してきており、30年以上にわたるプライバシー権とデータ保護に関する法律の発展を追跡してきたものです。私は、日本が高い人権基準を確立し、この地域における他の国々及び国際社会全体にとって良い前例を示して頂けるものと期待しております。ですので、私が先の書簡を書かなければならなかったことは、私にとって大いなる悲しみであり、不本意なことでした。

現在の段階において、唯一つの望みは、日本政府が私の書簡で触れたプライバシーの権利に着目した保護と救済の制度に注意を払い、法案の中に導入することです。私が書簡にて述べたとおり、私は日本政府が私の支援の申出を受け入れて下さるのであれば、日本政府が更に思慮深い地位へと到達できるように喜んでお手伝いをさせていただきます。今こそ日本政府は、立ち止まって内省を深め、より良い方法で物事を為すことができることに気付くべき時なのです。私が書簡にてアウトラインをお示しした全ての保護措置を導入するために、必要な時間をかけて、世界基準の民主主義国家としての道に歩を進めるべき時です。日本がこの道へと進む時、私は全力を尽くして支援することと致しましょう。

2017年5月30日

シンポジウム準備のための海渡雄一弁護士個人からのカナタチ氏に対する事前質問とこれに対するカナタチ氏からの回答

質問1 あなたの活動の根拠と日本政府の対応について

私は、あなたが個人として特別報告者に任命されていることは理解しています。しかし、私は、あなたが特別報告者のマンデイトの範囲内で、この法案の問題について活動されていると理解しています。

グテレス事務総長の発言の引用が正確であるかどうか、私には確認のしようがありませんが、私は、事態を明確にする必要があると思います。

日本のメディア、市民にとって大切なことは、次の諸事実であると思います。まず第1に、あなたのレターは、特別報告者のマンデイトの範囲内で、正式に出されたものであることです。次に、日本政府は、2016年7月15日に国連に提出した、人権理事国に立候補する際の、自発的な誓約書の中で、「国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）や特別手続の役割を重視。特別報告者との有意義かつ建設的な対話の実現のため、今後もしっかりと協力していく。」ことを約束しています。

回答1

はい、その理解で間違いありません。私は、一市民または大学教授という立場で首相に書簡を送ったものではありません。もちろんそうしたければ、そのようにできましたが。私は、2015年7月に国連人権理事会からのマンデイト28-16（28-16指令）を遂行するために、プライバシー権に関する国連特別報告者という立場で正式に書簡を出すことにしたものです。それは私に与えられた権限です。

日本がOHCHRの役割及び特別手続に重きを置くことを公かつ正式に表明していることからすれば、日本は、国会での議論に先立つ市民との落ち着いた対話を不可能にするように法案を性急に押し通そうとするのではなく、むしろ法案を公にする以前に、可能な限り特別報告者に事前に相談をするべきです。

特別手続の制度は、国連の人権擁護のメカニズムにとって中心的な要素をなし、市民的・文化的・経済的・政治的・政治的なものを含むあらゆる人権を包括的に取り扱うものです。

私がプライバシー権に関する特別報告者として、特別手続の一部を、そしてそれ故国連の人権擁護のメカニズム中心的な要素を構成しているのであれば、私の行動は国連におけ

るこのような立場で正式に行われているものであり、この行動を一市民が個人的に行っているものに過ぎないものとして無視することが許されないことは、理解していただきたいと思います。

特別手続は、決議を通じてもその意思を表明する国連人権理事会の目と耳であり、しばしばその声であることもあります。

質問2 通常の各国政府との協力関係について

私が、あなたのスケジュールを教えていただいて理解したことは、新しい立法を行う際に、むしろ特別報告者に相談をしていく国が多くあるということです。

このような例を紹介していただくことで、日本政府の対応が、如何に世界基準の民主主義国家に及ばないものであるかが明らかになると思います。具体的な、協力の例を説明していただけますか。

回答2

ここ15か月の間に、私は、プライバシーに関連する法に関するアプローチの仕方について、複数の国の政府関係者と直接議論をしてきました。これらを文書化したものは、いずれも内部で確認されているところですので、現時点では公にすることはできません。これらの中にはEU加盟国2か国、南米1か国、アジア1か国が含まれます。今後12か月の間に、少なくとも6か国の政府と同様の議論を交わす予定であります。

質問3 プライバシー保護のために、どのような措置が必要でしょうか。

あなたのレターの、最大のポイントは、日本の法制度において、プライバシー権の保護措置が欠如しているという点だと思います。この勧告に焦点を当て、日本において、このような法案を起草する際に、必要と考えられるプライバシーの保護措置の具体的な内容を説明していただけますか。(第5章の結論と勧告の部分は日弁連において、日本語に翻訳し、一般に提供したいと考えています。)

回答3

世界を牽引する民主国家の政府は、以下の義務を課す国際条約を批准できるような立法、制度、その他の措置を整備しているべきです。

- (1) 国内外や民間・軍事のものを問わず、あらゆる監視は法執行当局 (LEA)、安全・情報機関 (SIS)、その他具体的な法令によって重大犯罪の覚知・予防・捜査・訴追及び/又は国家の安全及び/又は経済的利益のために権限を与えられた機関 (PME) 以外に行ってはならない。LEA及びPMEには、税務・歳入・税関・汚職防止当局が含まれる。SISは、民間・軍事・海外・国内を問わずあらゆる情報・安全機関を含む。
- (2) LEA、SIS、PMEの元で活動する外国軍人を除き、その存在が秘密である機関による監視は認められない。LEA、SIS、その他監視活動を行うことが法令により認められるPMEは、権限の濫用、とりわけ監視活動からの適切な保護機構を備えた法令のもとで設立され、規定されなければならない。これらの保護機構には、以下

から成る抑制及び均衡のシステムが含まれるが、それらに限られるものではない。

- a. 法令で国内・海外における監視活動を行う権限を与えられた全てのLEA、SIS、PMEの予算及び活動を司る地域又は国家の立法機関の委員会で、あらゆる監視プログラムまたは監視活動への予算提供の一時的または永久的な保留、停止、認可、取消を行う権限のある委員会による定期的、少なくとも四半期毎に実施される監督
 - b. 監視活動を行う機関、行政府及び立法府から完全に独立しており、その構成員の1名またはそれ以上が生涯任期の判事と同様または同等の身分保障を与えられた事前許可機関で、法令によりLEA、SIS、PMEの法令に基づく監視活動にかかる事前の申請を審査し、許可をする権限を与えられた機関
 - c. 監視活動を行う期間、事前許可機関、行政不及び立法府から完全に独立し、その構成員の1名またはそれ以上が生涯任期の判事と同様または同等の身分保障を与えられた活動監督機関で、法令によりLEA、SIS、PMEの法令に基づく監視活動の実施を事後的に監督し、説明責任を果たさせる権限を与えられた機関
 - d. 内部告発者の匿名性を確保し、救済措置を執ることを含め内部告発手続の外部審査機構を備えた組織間の内部告発メカニズム
 - e. 立法機関、事前許可機関及び活動監督機関による少なくとも年1度の報告の実施及び報告書の発表
- (3) 監視活動を実施するLEA、SIS、PMEは明示的にその権限を与えられ、以下を定義した具体的法令により規制されていなければならない。
- a. 目的
 - b. 職務
 - c. 目標
 - d. 活動内容
 - e. 基本的な管理機能及び体制
- (4) どんな監視活動も、具体的に定義された特定の目的のために、かつ具体的な必要性を受けて実施されなければならない。外国軍人その他LEA、SIS、PMEのもとで活動を行う外国職員に関係する場合を除き、全ての国内・海外の監視活動は、地域または国家の管轄区域内にある人物またはデータを対象とする場合にあっては、事前に地域または国家の事前許可機関の発行する令状が事前に得られていない限り、または本書第15条に基づき設立された国際データアクセス委員会(IDAC)から国際データアクセス令状(IDAW)を得られない限り、これを行ってはならない。
- (5) 監視活動にかかる令状請求がされた場合に、合理的疑い以外の基準が考慮されてはならない。容疑者の市民権、居住者区分、種族的出身、性的指向、宗教的・政治的・哲学的思想のみでは、監視活動にかかる令状の発布の十分な根拠として示され、または認められてはならない。
- (6) 監視活動の権限を与える法令は、関係する個人がアクセスできる有効な手続的救済方法を備えなければならない。
- (7) 監視活動を実施する機関の予算は明確に定義され、行政・立法・司法による審査の対象とされなければならない。ただし、必要かつ相当な場合、この審査はインカメラにて行うことは認められる。

全体主義社会の進化の歴史や、監視技術の発展、とりわけスノウデンの暴露を受けてのそれを見ると、上に挙げた機構は、民主社会においてプライバシー権、表現の自由、結社の自由、信教の自由その他基本的人権が生きながらえ、繁栄するために必要であると私が考える最低基準であり、最低限必要な保護機構です。

質問4 刑罰法規の明確性に関するあなたのコメントも極めて重要なものであり、私は心から同意します。

あなたがレターの中で言及されている刑罰法規の明確性の原則は、確立された国際人権基準と言って良いでしょうか。その国際法的な根拠は何でしょうか

回答4

明確性の原則は広範なテーマであり、世界中のロースクールでも長い時間をかけて教えられます。公共の議論という目的との関係では、明確性の原則は、国内・国際法の根本的な原則のひとつであり、法の支配の必要不可欠な構成要素であると理解すれば足够了。市民は合理的な確信をもってその行動の結果を予測することができなければなりません。このためには、法的に執行可能なルールは可能な限り明確で正確でなければならず、市民がそれに従って行動をコントロールすることができるように可能な限り曖昧な部分を取り除かなければなりません。

(翻訳 木下徹郎)

2017年6月9日

日弁連「いわゆる共謀罪に関する法案に反対する国際シンポジウム」
弁護士会館2階クレオ

国連特別報告者と人権の課題

新倉修（青山学院大学名誉教授・弁護士）

1 国連の二本の柱

1914～1918+1940～1945 → 同一世代で2度の戦争の惨禍・ホロコースト
1945年国連憲章・1948年世界人権宣言+1966年国際人権規約（国際人権憲章）・自由権規約選択議定書（第一議定書：個人通報制度）

- ① 国際の**平和**と安全保障：安全保障理事会
- ② 人類の福利と**人権**の向上：経済社会理事会・人権委員会 Commission on Human Rights
- ③ *植民地解放：信託統治理事会
- ④ さらに人権委員会を改組して、国連総会の下に人権理事会を設置
1956年：日本の加盟

2 1993年・世界人権会議ウィーン宣言とその成果

国連人権高等弁務官事務所 1994（国連総会決議 48/141）～

国際人権条約の「家族」と履行審査制度

*国家通報・国家報告・個人通報→人権条約に設置される履行審査委員会（条約委員会）

*人権理事会（国連総会の下にある機関）2006～→普遍的定期審査（UPR）

*パリ原則→国内人権機関・オンブズマン

3 国連特別報告者の地位と役割

*設置

*任命（HCR）・任期（最長6年）・権限（調査＝訪問＝質問・報告・勧告）

歴代の特別報告者：波多野里望・横田洋三

4 人権をめぐる「建設的対話」

閣議決定（2013年6月18日答弁書118号）は何のため？

政府報告審査と最終所見+フォローアップ（追加報告義務）

いわゆる共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案の国会
上程に対する会長声明

政府は、本年3月21日、いわゆる共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案（以下「本法案」という。）を閣議決定し、国会に本法案を上程した。

当連合会は、本年2月17日付けで「いわゆる共謀罪を創設する法案を国会に上程することに反対する意見書」（以下「日弁連意見書」という。）を公表した。そこでは、いわゆる共謀罪法案は、現行刑法の体系を根底から変容させるものであること、犯罪を共同して実行しようとする意思を処罰の対象とする基本的性格はこの法案においても変わらず維持されていること、テロ対策のための国内法上の手当はなされており、共謀罪法案を創設することなく国連越境組織犯罪防止条約について一部留保して締結することは可能であること、仮にテロ対策等のための立法が十分でないとするれば個別立法で対応すべきことなどを指摘した。

本法案は、日弁連意見書が検討の対象とした法案に比べて、①犯罪主体について、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団と規定している点、②準備行為は計画に「基づき」行われる必要があることを明記し、対象犯罪の実行に向けた準備行為が必要とされている点、③対象となる犯罪が長期4年以上の刑を定める676の犯罪から、組織的犯罪集団が関与することが現実的に想定される277の犯罪にまで減じられている点が異なっている。

しかしながら、①テロリズム集団は組織的犯罪集団の例示として掲げられているに過ぎず、この例示が記載されたからといって、犯罪主体がテロ組織、暴力団等に限定されることになるものではないこと、②準備行為について、計画に基づき行われるものに限定したとしても、準備行為自体は法益侵害への危険性を帯びる必要がないことになり、犯罪の成立を限定する機能を果たさないこと、③対象となる犯罪が277に減じられたとしても、組織犯罪やテロ犯罪と無縁の犯罪が依然として対象とされていることから、上記3点を勘案したとしても、日弁連意見書で指摘した問題点が解消されたとは言えない。

当連合会は、監視社会化を招き、市民の人権や自由を広く侵害するおそれが強い本法案の制定に強く反対するものであり、全国の弁護士会及び弁護士会連合会とともに、市民に対して本法案の危険性を訴えかけ、本法案が廃案になるように全力で取り組む所存である。

2017年（平成29年）3月31日

日本弁護士連合会
会長 中本和洋

いわゆる共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案の衆議院での採決に対する会長声明

本日、衆議院本会議において、いわゆる共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案（以下「本法案」という。）が採決され、衆議院を通過した。

当連合会は、本法案が、監視社会化を招き、市民の人権や自由を広く侵害するおそれが強いものとして、本法案の制定に反対してきた。

本年3月21日の法案上程後、衆議院法務委員会での審議においても、計画（共謀）よりも前の段階から尾行や監視が可能となることが明らかになった。また、対象となる277の罪の中には、例えば、楽譜のコピー（著作権法違反）等の組織犯罪やテロ犯罪とは無関係の犯罪が含まれている。さらに、組織的威力業務妨害罪が対象犯罪とされていることにより、マンション建設反対の座込みが処罰対象となる可能性がある。これらの場合には、「組織的犯罪集団」がテロ組織や暴力団等に限定されず、市民団体等も対象となり、したがって、一般市民も捜査の対象となり得るという懸念は払拭できず、問題点は解消されるに至っていない。

当連合会は、全国の弁護士会及び弁護士会連合会とともに、市民に対して本法案の危険性を訴え、本法案が廃案となることを求めて、引き続き全力で取り組む所存である。

2017年（平成29年）5月23日

日本弁護士連合会

会長 中本和洋